

自分のやりたいことを大切に考えていますか？

家族の一員として、家族のために役立つことを行うことはとても大切なことです。一方で、自己実現のために自分のやりたいことを大切にするのも重要です。

下の4コマ漫画から、子どもの人権について考えてみましょう。



【栃木県立栃木女子高等学校美術部作画】

日本は、児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）を批准しています。みなさんには、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受ける権利などが認められています。

もしも悩みがあれば、一人で悩まずに信頼できる大人に相談したり、相談窓口を利用したりしましょう。

【子どもの人権について（子どもの権利条約より）】

（参考…unicef ホームページ 子どもと先生の広場 子ども権利条約）

28条 教育を受ける権利

子どもは教育を受ける権利をもっています。・・・上の学校に進みたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければなりません。

31条 休み、遊ぶ権利

子どもは、休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加する権利をもっています。

【相談窓口】

児童相談所相談専用ダイヤル

0570-783-189

24時間子供SOSダイヤル

0120-0-78310

子どもの人権110番

0120-007-110